



5	該当ありません。	<p>【社外監査役として選任している理由】 同氏は、財務省（旧大蔵省）において培われた財政全般にわたる高い識見や国税庁長官その他の要職を歴任した豊富な経験等から適任であると判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p>【独立役員として指定している理由】 同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
6	同氏は、当社が出向者1名を受け入れていた有限責任監査法人トーマツのパートナー（2016年6月23日付で同監査法人を退職予定）ですが、同監査法人は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社の販売費及び一般管理費に占める同監査法人への支払額は1%未満です。	<p>【社外監査役として選任する理由】 同氏は、企業会計に精通している公認会計士としての高い識見や豊富な経験等から適任であると判断し、社外監査役として選任致します。</p> <p>【独立役員として指定する理由】 同氏は、当社が出向者1名を受け入れていた有限責任監査法人トーマツのパートナー（2016年6月23日付で同監査法人を退職予定）ですが、同監査法人は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社の販売費及び一般管理費に占める同監査法人への支払額は1%未満です。同氏は、各上場金融取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏の間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定致します。</p>

#### 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。